

川西市社会福祉法人連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、川西市社会福祉法人連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を川西市火打1丁目12番16号 社会福祉法人川西市社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、地域社会への貢献をめざす社会福祉法人のネットワークとして、会員相互の情報交換や連携を通じて、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 福祉相談に関する活動
- (2) 福祉教育、福祉学習に関する活動
- (3) 災害時の要援護者支援に関する活動
- (4) 生活困窮者等の生活支援に関する活動
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 会員は、協議会の目的に賛同した川西市内に事業所を置く社会福祉法人とする。

(会 計)

第6条 協議会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

3 会計事務は、社会福祉法人川西市社会福祉協議会が担当する。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 1名

2 前項の役員は、会員の中から総会において互選によって定める。

(役員職務)

第8条 会長は協議会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は理事の職務執行・協議会の財産状況を監査する。

4 前条の役員で、役員会を構成する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期の満了又は辞任により退職した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(総会)

第10条 総会は会長が招集し、議長となる。

(決議)

第11条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、各1個の議決権を有し、議事の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任又は代理人による表決)

第12条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(書面による表決)

第13条 やむを得ない理由により、総会の開催ができない場合は、全ての会員の承諾があれば書面決議とすることができる。

2 決議すべきものとされる事項については、全ての会員の書面による合意があれば書面決議があったものとみなす。

(会費)

第14条 会費は次の各号により定め、年度当初に納入するものとする。

(1) 入会の時期によらず、1法人あたり年間10,000円とする。

(2) 年度途中で退会した場合、会費の戻入は行わないものとする。

(入 会)

第 15 条 第 5 条に該当し、本会へ入会を希望するものは、別に定める「入会申込書」を本会へ提出し、規約第 14 条に定める会費を本会へ納入するものとする。

(退 会)

第 16 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとする。

(1) 別に定める「退会届」を本会に提出した場合

(2) 規約第 14 条に定める会費を当該年度末の 3 月 31 日までに納入しない場合

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。